

苫小牧飼料株式会社親睦会規約

(名称)

第1条 この会は、苫小牧飼料株式会社親睦会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は会員の会費により、自主的に運営され、社員間の慶弔等の互助、福利厚生等の活動を行う事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、本会に入会し、慶弔金、傷病、罹災見舞金、退職餞別金等の贈呈尚、贈呈金額は別に定める「苫小牧飼料株式会社贈呈金細則」によるものとする。
- 2、クラブ活動費の補助。但し、会社が認めたクラブとする。
- 3、その他本会の目的達成に必要な事業への補助（社員旅行、歓送迎会 等）

(会員)

第4条 本会の会員は役員、社員及び出向している社員をもって構成する。但し、無給休職者、嘱託を除く。また、休職者はその期間内においては資格を中断し、復帰と同時に本会に復帰するものとし、その本会在籍年数も復帰と同時に再度積算するものとする。

(会費)

第5条 本会の会費は、下記の通りとし、会費は会員の給与から控除される。

- 1、月額 1,000 円

(入会)

第6条 新会員は入社日及び出向開始日に自動的に入会となる。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各項の一つに該当する場合は、その資格を失う。なお、本会が解散する場合は、自動的にその会員資格を喪失するものとする。

- 1、役員就任を除く退職
- 2、退任
- 3、解雇

(委員の設置及び人数)

第8条 本会は次の委員をおく。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 1名
- 3、委員長 1名
- 4、委員 5名

(委員の選任)

第9条 委員等は次の通りとする。

- 1、会長 社長
- 2、副会長 委員から選任
- 3、委員長 委員から選任
- 4、委員

但し上2、3、4の任期は3年とする。

(委員の職務)

第10条 委員長は事務局を代表し、会務を統轄・執行する。

1、次に定める通り

- (1) 各会員への連絡・報告。なお、連絡・報告ルートは会社の職制による。
- (2) 各会員に対する贈呈金等各種手続・事務全般
- (3) クラブ補助の各種手続・事務全般
- (4) 委員会への各種提案・要請

(委員会の開催)

第11条 委員会は委員長が必要と認めたとき、もしくは委員会を構成する委員の3分の1以上の要請により開催する事ができる。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、会長、副会長、委員長、委員をもって構成する。

(委員会の任務)

第13条 委員会は次の事項について議決する。

- 1、各種規約、規定の改正に関する事項
- 2、会費に関する事項
- 3、その他重要な事項

(委員会の議決)

第14条 委員会はその構成員の過半数の出席によって成立する。

- 1、 議決は、出席者の過半数の賛否により決定する。但し、賛否同数となった場合は委員長に一任する。
- 2、 委員欠席の時は、委任により代理人が出席する事が出来る。

(年度会計)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 この規約は平成21年10月1日から施行とする。

苫小牧飼料株式会社親睦会細則

(目的)

第1条 本会会員の慶弔・罹病、または罹災、永年会員、クラブ費並びに社内旅行に際し、この規定の定めるところにより祝い金、弔慰金、見舞金、補助金を支給する。

(結婚祝い金)

第2条 会員が結婚した場合は、次により祝い金を支給する。

祝い金 20,000 円

(出産祝い金)

第3条 会員、又はその配偶者が出産した場合は、次により祝い金を支給する。

祝い金 10,000 円

(本人死亡弔慰金)

第4条 会員が死亡した時は、遺族に対して次により弔慰金を支給する。

1、弔慰金

(1) 本人死亡	入会 5 年未満	30,000 円
	入会 5 年以上	50,000 円

(家族死亡弔慰金)

第5条 会員の家族が死亡した時は、次により弔慰金を支給する。

1、弔慰金

(1) 配偶者・子供	20,000 円
(2) 父母(養父母)	10,000 円

(傷病見舞金)

第6条 会員が傷病により療養のため休養する場合は、次により見舞金を支給する。

但し、1 回のみとし、再入院の場合は支給しない。

入院 2 週間以上	10,000 円
入院 1 ヶ月以上	20,000 円

(災害見舞金)

第7条 会員及び家族が火災・風水害・震災その他災厄により常時居住する家屋において損害を被った場合には、次の金額の範囲内において見舞金を支給する。

	世帯主	非世帯主
1、全損	30,000 円	20,000 円
2、半損	10,000 円	5,000 円
3、天災	10,000 円	5,000 円

(入学祝い金)

第8条 会員の子供の保育園、幼稚園、小・中学校、高校入学に際し、次により祝い金を支給する。

保育園、幼稚園、小学校入学	5,000 円
中学校、高校入学	10,000 円

(永年会員祝い金)

第9条 永年会員に対し、次により祝い金を支給する

5 年	5,000 円	20 年	30,000 円
10 年	10,000 円	25 年	40,000 円
15 年	20,000 円	30 年	50,000 円
		35 年	100,000 円

(退職餞別金)

第10条 会社を退職する会員に対し、次の餞別金を支給する。

但し、入会 3 年以上の会員とする

餞別金	15,000 円
-----	----------

(クラブ費補助)

第11条 会社に届け出した親睦クラブに対し、次により補助金を支給する。

補助金	1 クラブ	年間	20,000 円
-----	-------	----	----------

(社内慰安旅行)

第12条 社内旅行に対し、次により補助金を支給する。

補助金	1 人 1 回につき	15,000 円
-----	------------	----------

(歓送迎会等)

第13条 歓送迎会並びに忘年会、新年会等への補助金を支給する。

補助金 1人1回につき 2,000円

(支給要件)

第14条 すべての贈呈金は、自己申告を原則とし、発生時より6か月を経過した時点で請求無効とする。

付 則

(実施)

本規定は平成21年10月1日から実施とする。

改 定

平成30年9月1日

第8条